

国民の三大義務

普通教育を受けさせる義務



勤労の義務



納税の義務



もし正しい申告・納税をしなかったら……

国は正しく申告・納税がおこなわれているか調査をおこなっている。申告に誤りがあったり、納税をしていなかったりすると、正しい金額を払い、罰せられることになる。



これからの人権保障

今や世界中の多くの人びとがスマートフォン（スマホ）でコミュニケーションを取り合い、情報を調べ、インターネットで商品を注文し、本格的なカメラと変わらないようなカメラ機能で画像や動画を撮ってWEBサイトにアップロードする。今から10年前、このような社会になることは、多くの人が想像できなかった。

日本国憲法が公布されたのは今から70年以上も前のことだ。その当時では、まったく考えてもいなかった社会になっている。だから、現代社会にあわせた内容を追加する必要が出てきた。それが、「新しい人権」だ。それがどんな内容なのかを理解していこう。

この章のポイント!

「これからの人権保障」のキーワード
「新しい人権」
（環境権・自己決定権・知る権利・プライバシーの権利）

理解を深めるエッセンス★

憲法には直接規定されていない「新しい人権」。代表的なのが「環境権」「自己決定権」「知る権利」「プライバシーの権利」の4つ。

テーマ

21 新しい人権

社会の変化と新しい人権

日本国憲法が公布されたのは第二次世界大戦後の1946年。それから数十年、産業や科学技術が発展して、情報化が進んできた。

日本国憲法には、いろいろな人権が定められているけれど、そこに定め

られていない権利も主張されるようになってきている。日本国憲法が公布された頃とは、社会が大きく変わっているから当然だね。

そのような、日本国憲法には直接規定されていない権利を「**新しい人権**」と呼ぶ。「新しい」というのは「最近の」ということではなくて、「憲法〇条、〇〇の権利を有する」というような、**条文の規定はないけれど、裁判を通じて認められるようになったもの**をいうよ。環境権や自己決定権、知る権利、プライバシーの権利がそうだ。

少しくわしく 新しい人権の主張の根拠

「新しい人権」は社会の変化にともなって主張されるようになりました。日本国憲法には直接的には規定されていませんが、主に憲法第13条の幸福追求権（「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」）を主張の根拠にしています。

環境権とは

だれでもみんな、きれいな空気や水、住みよい環境を求めようね。

でも、1960年代から1970年代、高度経済成長期と呼ばれる時期には、水俣病や四日市ぜんそくのような公害が深刻化した（p.173参照）。環境汚染の悪影響を無視して経済成長を優先した結果だね。そこで、良好な環境を求める権利として**環境権**が主張されるようになったんだ。住居への日当たりを確保することを求める日照権もそのひとつだ。

そして現在では、環境を守るために国や地方がその責任を定めた「環境基本法」が制定されているよ。また、大規模な開発事業をおこなう前に、環境への影響を調査する**環境アセスメント**（環境影響評価）も義務づけられている。

自己決定権とは

社会が発達するとともに、人びとの生き方が多様化してきた。どんな生き方や生活をするか、選ぶ道が増えてきたということだね。

このような社会の中で、個人が自分の生き方や生活のしかたについて自由に選んで決めたいという主張がなされるようになってきた。この権利を、

自己決定権という。

たとえば、医療では、患者が治療方法などを自ら決定できるように、手術などの際にはインフォームド・コンセント（十分な説明にもとづく同意）が求められるようになってきている。自らの死後の臓器移植についての臓器提供意思表示カードも、自己決定権を尊重するものだ。



【臓器提供意思表示カード】

（1、2、3、いずれかの番号を○で囲んでください。）

- 私は、**脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも**、移植のために臓器を提供します。
- 私は、**心臓が停止した死後に限り**、移植のために臓器を提供します。
- 私は、**臓器を提供しません。**

（1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。）
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

（特記欄：）

署名年月日： _____ 年 月 日

本人署名（自筆）： _____

家族署名（自筆）： _____

科学技術の発展と人権

科学技術の発展によって、近年は生命と人権に関する難しい問題も生まれている。

たとえば、病気などの終末期に延命治療をこばんで死を選ぶ尊厳死や、耐えがたい苦痛をともなう病に苦しむ人が、医師の手を借りて死を選ぶ安楽死が、自己決定権として主張されている。でも、その主張を認めるべきかどうかは、まだみんなが納得する結論が得られていないんだ。

遺伝子技術の研究では、難病治療などに役立つことが期待されているんだけど、遺伝子がまったく同じ個体をつくり出すクローン技術については、人間のクローンをつくることは法律で禁止されている。

遺伝子診断も、遺伝子を原因とする病気のかかりやすさを知ることがができるんだけど、遺伝子を理由とした差別や、出生前診断による妊娠中絶の問題が心配されているよ。

知る権利とは

国民が主権者として政治について判断するためには、政治にかかわるいろいろな情報を得て分析することが必要だ。でも、多くの情報は国や地方公共団体に集まって、国民に直接伝わることは少ない。

そこで、これらの情報を手に入れる権利として、「知る権利」が認められるようになった。国や地方公共団体では、**情報公開制度**が設けられ、人びとの請求に応じて、情報を公開しているよ。情報公開制度は、公正で透明性の高い政治の実現にも役立っている。

また、取材などをとおして情報を収集し広く伝えるテレビや新聞などの報道機関も、表現の自由によって国民に知る権利を提供している。

プライバシーの権利

人はだれでも、他人に知られたくない秘密を持っているよね。でも、テレビや週刊誌などの**マスメディア**の報道が、個人の生活の秘密を公開してしまうことがある。このような報道によって、多くの人に秘密が知られてしまうことは、その人に大きな不利益を与えることになる。そこで、**個人の生活に関する情報を公開されない権利**として「**プライバシーの権利**」が認められてきている。自分の顔や姿などを勝手に撮影されたり、公表されたりしない権利である肖像権も、そのひとつだ。

また、情報社会では住所や電話番号だけでなく、病歴や信仰している宗教など、他人に知られたくない個人情報が、本人の知らない間に収集され、利用されることがある。そこで、国や地方、民間の情報管理者がこのような個人情報を慎重に管理するように義務づける**個人情報保護制度**が設けられているよ。

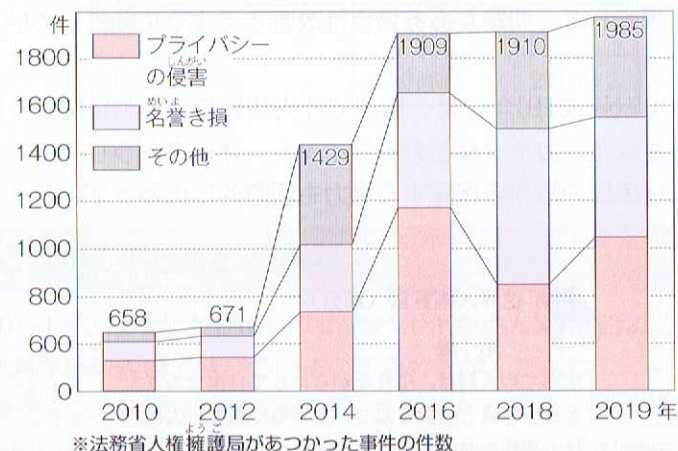
インターネットと人権

インターネットの発達によって、だれでも簡単に情報を発信できるようになっているよね。ただ、それによって、インターネット上にプライバシーの権利を侵害する違法な情報が流出することが多くなっている。

インターネットでは、自分の名前を出さずに情報を発信することができるから、他人の名譽を傷つける無責任な言論や差別的な表現も見られる。また、情報を簡単にコピーできるので、著作権が十分に保護されていないなどの問題も起きている。

インターネット上において、これらの権利を守っていくための仕組みを整えていくことが求められているよ。

インターネットによる人権侵犯事件の件数の推移（法務省資料より作成）



テーマ
22

グローバル社会と人権

人権保障の国際的な広がり

人権は世界共通で保障されていくべきものだ。でも実際には、これまでの人権保障は各国の国内でおこなわれてきたため、国によって人権保障のあり方に大きな差が生まれて、重大な人権侵害が起こってきた。

そこで国際連合（国連）が中心になって、1948（昭和23）年に**世界人権宣言**が、1966年には**国際人権規約**が採択された。世界人権宣言は条約ではないんだけど、世界各国の人権保障のお手本となっている。国際人権規約では、条約を結んだ国に、人権の保障を義務づけている。

主な人権条約

条約名	採択	日本の批准
人種差別撤廃条約	1965年	1995年
国際人権規約	1966年	1979年
女子差別撤廃条約	1979年	1985年
拷問等禁止条約	1984年	1999年
子ども(児童)の権利条約	1989年	1994年
死刑廃止条約	1989年	未批准
障害者権利条約	2006年	2014年

そのほかにも、人種差別をなくすことを目的とする人種差別撤廃条約や、女性差別をなくすための女子差別撤廃条約、障がい者の権利を守る障害者権利条約などの条約が結ばれているよ。

これらの条約は、条約を結んだ国での人権保障の改善に大きく役立っている。

たとえば、日本でも女子差別撤廃条約の採択を受けて、男女雇用機会均等法が制定されるなど、男女平等が進んでいる。

2006(平成18)年には国連人権理事会が置かれ、加盟国の人権保障の状況について調査して、問題がある場合は改善するように勧告している。

また、2007(平成19)年には、国連で「先住民族の権利に関する国際宣言」が採択された。カナダなどのイヌイット、オーストラリアのアボリジニなどの先住民族の権利を保障する努力も国際的に広がっているよ。

世界人権宣言 (部分)

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

①すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

これからの社会と人権保障

p.10~13でも見たように、グローバル化が進んだ現在は、いろいろな社会問題が地球規模で結びついていることを学んだよね。

環境汚染は国境を越えて広がり、先進国と発展途上国の間の経済格差は不法移民の増加につながっている。地球環境問題や貧困問題、難民問題の解決やエイズへの取り組み、紛争やテロリズム、国際犯罪の防止など、現代の社会問題には、国際的な協力が不可欠だ。僕らは国際社会の一員として、地球全体で持続可能な社会が実現できるように努力することが求められているよ。

また、人権保障を実現するために、国境を越えて活動する非営利の民間組織であるNGO(非政府組織)の活動も注目されている。今では、NGOがいろいろな国際会議に参加して、世界各国の問題について訴え、条約の締結に影響を与えているんだ。